

## 加須市立学校給食センター食物アレルギー対応実施基準

加須市立学校給食センターが食物アレルギーのある児童・生徒及び園児に対して給食を提供するに当たり、次のとおり基準を定め、対応するものとする。

### 1 献立表

給食の使用食材に含まれるアレルゲンを表示した献立表を家庭に配布し、喫食については、対象者の保護者が判断するものとする。その際、喫食できないものがある場合は学校及び学校給食センターと相談して、それに替わる副食等を家庭から持参するなど、対象者に最も適した方法を選択できるようにする。

### 2 除去食・代替食

「除去食」とは、食物アレルギーの原因となる食品（アレルゲン）を調理過程で取り除いた献立のことをいう。

「代替食」とは、除去により不足した栄養素を補うために、別の食品を使用して補完した献立のことをいう。

加須市立学校給食センターでは、「除去食」・「代替食」の提供は行わないものとする。

### 3 学校給食センターとしての配慮

献立作成時に食材の内容を確認し、なるべくアレルゲンの入っていないものを使用することにより、数品の副食うち1品は食べられるようにするものとする。

### 附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。